諮問庁:法務大臣

諮問日:平成30年1月15日(平成30年(行情)諮問第21号)

答申日:平成30年10月17日(平成30年度(行情)答申第261号) 事件名:特定日付け「人権侵害救済申立事件に関する調査について(回答)」

(特定年度 特定刑事施設)等の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書7ないし文書17(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

# 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月28日付け大管発第2 569号をもって大阪矯正管区長(以下「処分庁」という。)が行った一 部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

# (1)審査請求書

ア 人権救済申立事件に関する照会事項及び回答の内で個人の情報を秘した公開は十分可能である。また,正しく人権救済が行われているか,広く国民に知る機会を与える事による抑止力も,法の精神であり,全ページマスキングは,過度のマスキングで情報隠滅といわれても,仕方のない対応であり,違法であるので,処分庁の当該部分決定に理由はない。

イ 要注意者の指定は、被収容者に告知されない内部的処理であり、当該情報は、事務マニュアル、通達等と同視のもので、事後的に、要注意者、要視察者の指定が、恣意的に行われていないか等、人権保護の点から、開示は必須である。

#### (2) 意見書

ア 下記第3の2(1)について

人権擁護委員会が施設に対して行った照会文のうち、個人名を除く 部分まで、黒ぬりにする必要性はない。

イ 下記第3の3(2)について

他人に知られることを忌避する類の情報が明らかになると主張するが、申請者が収容される特定刑事施設、特定地方・高等裁判所、仮居室の扉に、要注意・視察者は、「赤いマグネット」を張り付けら

れ、あからさまに施設により、暴露されており、下記第3の3 (2)の記載は、個人の権利侵害を法務省が組織的に行っている自 白である。

また、既に暴露されたものは保護の利益はなく、主張に理由はない。 下記第3の3(4)について

「申出」について、全て黒ぬりにしているが、申出を黒ぬりにする 合理的理由は、処分庁の説明には見出せず、違法である。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が大阪矯正管区長(処分庁)に対し、法に基づき、行政文書開示請求書により開示請求を行ったことを受けて、処分庁が、平成29年8月28日付け大管発第2569号行政文書開示決定通知書をもって、別紙に掲げる文書1ないし文書17の行政文書を一部開示するとの決定(原処分)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、
- (1) 文書 7 ないし文書 1 6 中,個人情報に当たらない部分については開示すべきである(以下「本件請求趣旨 1」という。)。
- (2)文書17における要注意者指定に関する記載については、人権保護の 観点から、開示すべきである(以下「本件請求趣旨2」という。)。 旨主張していることから、以下、本件請求趣旨1及び2に係る各文書の不 開示情報該当性について検討する。
- 2 本件請求趣旨1に係る不開示情報該当性について
- (1)文書7ないし16は、特定弁護士会人権擁護委員会が、特定刑事施設に対し、人権侵害救済申立事件及び人権救済申立事件に係る照会を行ったことを受けて、特定刑事施設が回答した際の文書であるところ、処分庁は、法5条1号に該当することを理由として、当該文書の一部を不開示としている。
- (2) これらの行政文書は、特定被収容者が特定弁護士会人権擁護委員会に対して行った人権救済申立て等を契機として作成され、又は取得した一連の行政文書であり、当該特定被収容者の氏名等が記載されていることから、文書全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該特定被収容者を特定できるものに該当すると認められる。また、各不開示部分には、同号ただし書イないしハに該当する情報が記録されているとは認められない。
- 3 本件請求趣旨2に係る不開示情報該当性について
- (1)文書17は、特定刑事施設における要注意者等の処遇方針等を規定した達示であるところ、処分庁は、法5条1号、4号及び6号に該当することを理由として、要注意者等の具体的な表示方法、要注意者等指定の具体的基準及び要注意者等の具体的な処遇基準を不開示としている。
- (2) 要注意者等の具体的な表示方法の不開示情報該当性について

要注意者等の具体的な表示方法を開示した場合,要注意者等の指定を受けた特定被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては,既に知り得ている情報等と併せることにより,当該特定被収容者を相当程度特定することが可能となり,また,刑事施設に収容されて要注意者等に指定されたという一般的に他人に知られることを忌避する類の情報が明らかとなるなど,個人の権利利益を害するおそれがあることから,法5条1号に該当する。

(3)要注意者等指定の具体的基準の不開示情報該当性について

要注意者等指定の具体的基準を開示した場合、自殺、逃走その他の反則行為等を企図する被収容者にとっては、意図的に自己を偽る行動等を繰り返すことにより、厳重な視察等の対象となる要注意者等に指定されることを免れることが可能となり、その結果、視察の間隙を突いて自殺、逃走その他の反則行為等に及ぶことも容易になり、保安事故等が発生するおそれが否定できず、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し、そのような状況となった結果、警備体制や職員配置等の変更を余儀なくされるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号にも該当する。

(4)要注意者等の具体的な処遇基準の不開示情報該当性について

不開示となっている居室の仕様、職員配置、運動・入浴の態様、検身・居室検査の実施方法・頻度等、所持物品・作業用器具等の制限理由など、要注意者等の具体的な処遇基準を開示した場合、自殺、逃走その他の反則行為等を企図する被収容者にとっては、職員の戒護や適切な検査等の実施を免れることが容易となり、あるいは各種物品・器具等を用いて逃走、自殺その他の反則行為を行うということに思いが至り、これを企図するおそれが更に高まるなど、保安事故等が発生するおそれが否定できず、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し、そのような状況となった結果、警備体制や職員配置等の変更を余儀なくされるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号にも該当する。

4 以上のとおり、処分庁が不開示とした各部分は、法5条1号、4号及び 6号にそれぞれ該当するものであり、原処分は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年1月15日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月23日 審議

④ 同年2月1日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 同年9月10日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同月28日

審議

⑦ 同年10月15日

審議

### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書7ないし文書17であるところ、処分庁は、その一部が法5条1号、4号及び6号に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、上記の不開示部分のうち、①人権救済申立事件に関する照会事項及び回答中の個人の情報以外の記載部分並びに②要注意者の指定に係る記載部分の開示を求めており、上記①については、文書7ないし文書16に係る不開示部分(不開示理由は法5条1号)であり、上記②については、文書17に係る不開示部分(原処分の不開示理由は同条4号及び6号であったが、諮問庁において同条1号、4号及び6号に訂正。以下、文書7ないし文書16に係る不開示部分と併せて「本件不開示部分」という。)であると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1)文書7ないし文書16に係る本件不開示部分の不開示情報該当性について
  - ア 文書7ないし文書16は、特定被収容者が特定弁護士会等に対して 行った人権救済申立て(日本弁護士連合会に対する申立て)及び人 権侵害救済申立て(特定弁護士会に対する申立て)を契機として作 成された一連の文書であると認められる。
  - イ 標記の不開示部分の不開示情報該当性に関する諮問庁の説明は、上 記第3の2(1)及び(2)のとおりである。
  - ウ そこで検討するに、標記の不開示部分には、特定被収容者の氏名等が記載されていると認められることから、当該各文書は、それぞれ全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当し、また、当該不開示部分については、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。
  - エ また、法6条2項の部分開示について検討すると、氏名は個人識別部分に該当すると認められることから、同項による部分開示の余地はなく、その余の部分には、特定被収容者の個人に関する情報や、当該特定被収容者が行った人権救済申立て又は人権侵害救済申立てに関する内容等が詳細に記載されていると認められ、これらを公にした場合、

当該特定被収容者の権利利益を害するおそれがないとはいえない。そ うすると、標記の不開示部分につき、部分開示をすることはできない。

- オ したがって、標記の不開示部分は、法 5 条 1 号に該当し、不開示と したことは妥当である。
- (2) 文書17に係る本件不開示部分の不開示情報該当性について
  - ア 標記の不開示部分には、①特定刑事施設における要注意者等の具体 的な表示方法、②要注意者等指定の具体的基準及び③要注意者等の 具体的な処遇基準(居室の仕様、職員配置、運動・入浴の態様、検 身・居室検査の実施方法・頻度等、所持物品・作業用器具等の制限 理由等)が記載されていると認められる。
  - イ 標記の不開示部分の不開示情報該当性に関する諮問庁の説明は、上 記第3の3(1)ないし(4)のとおりである。
  - ウ 上記ア①の不開示部分の不開示情報該当性について
  - (ア)上記ア①の記載内容を踏まえて検討すると、標記の不開示部分を 公にした場合、要注意者等の指定を受けた特定被収容者と同時期に 同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、既に知り得てい る情報等と併せることにより、当該特定被収容者を相当程度特定す ることが可能となり、また、刑事施設に収容されて要注意者等に指 定されたという一般的に他人に知られることを忌避する類の情報が 明らかとなるなど、個人の権利利益を害するおそれがある旨の諮問 庁の説明は、首肯できる。
  - (イ) したがって、標記の不開示部分は、法 5 条 1 号本文後段に該当すると認められ、当該情報は法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。
  - (ウ)以上のことから、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。
  - エ 上記ア②の不開示部分の不開示情報該当性について

上記ア②の記載内容を踏まえ、刑事施設において行われる業務の性質等に照らして検討すると、要注意者等指定の具体的基準を開示した場合、自殺、逃走その他の反則行為等を企図する被収容者にとっては、意図的に自己を偽る行動等を繰り返すことにより、厳重な視察等の対象となる要注意者等に指定されることを免れることが可能となり、その結果、視察の間隙を突いて自殺、逃走その他の反則行為等に及ぶことも容易になり、保安事故等が発生するおそれが否定できない旨の諮問庁の説明は、首肯できる。そうすると、標記の不開示部分を公にした場合、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維

持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき 相当の理由があると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### オ 上記ア③の不開示部分の不開示情報該当性について

上記ア③の記載内容を踏まえ、刑事施設において行われる業務の性質等に照らして検討すると、不開示とされた居室の仕様、職員配置、運動・入浴の態様、検身・居室検査の実施方法・頻度等、所持物品・作業用器具等の制限理由など、要注意者等の具体的な処遇基準を開示した場合、自殺、逃走その他の反則行為等を企図する被収容者にとっては、職員の戒護や適切な検査等の実施を免れることが容易となり、あるいは各種物品・器具等を用いて逃走、自殺その他の反則行為を行うということに思いが至り、これを企図するおそれが更に高まるなど、保安事故等が発生するおそれが否定できない旨の諮問庁の説明は、首肯できる。そうすると、標記の不開示部分を公にした場合、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ばすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、4 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条 1 号、4 号及び 6 号に該当することから不開示とすべきとしている部分は、同条 1 号及び 4 号に該当すると認められるので、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

#### (第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

### 別紙(処分庁が特定した文書)

- 文書 1 「達示・発出達示」(平成 2 8 年度 特定刑事施設)(ただし、 「目次」の部分)
- 文書 2 「指示等」(平成 2 8 年度 特定刑事施設)(ただし, 「目次」の 部分)
- 文書3 平成28年4月27日付け特定刑事施設職員不祥事防止対策委員会 委員長総務部長指示第1号「大型連休期間中における各種事故の防止 について」(平成28年度 特定刑事施設)
- 文書4 平成28年6月20日付け特定刑事施設職員不祥事防止対策委員会 委員長総務部長指示第6号「信用失墜行為の防止について」(平成2 8年度 特定刑事施設)
- 文書 5 平成 2 9 年 3 月 1 日付け特定刑事施設職員不祥事防止対策委員会委員長(総務部長)指示第 1 号「人事異動期における職員不祥事の防止について」(平成 2 8 年度 特定刑事施設)
- 文書 6 平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日付け法務省矯成第 7 5 1 0 号法務省矯正局 長通達「不適正処遇の防止について」(平成 1 8 年 特定刑事施設)
- 文書7 平成28年5月10日付け特定記号第618号「人権侵害救済申立 事件に関する調査について(回答)」(平成28年度 特定刑事施 設)(本件対象文書)
- 文書 8 平成 2 8 年 5 月 3 1 日付け特定記号第 4 9 3 号「人権侵害救済申立 事件に係る照会について(回答)」(平成 2 8 年度 特定刑事施設) (本件対象文書)
- 文書9 平成28年6月16日付け特定記号第763号「人権侵害救済申立 事件に関する調査について(回答)」(平成28年度 特定刑事施 設)(本件対象文書)
- 文書10 平成28年7月11日付け特定記号第699号「人権侵害救済申 立事件に関する調査について(回答)」(平成28年度 特定刑事施 設)(本件対象文書)
- 文書11 平成28年11月29日付け特定記号第1901号「×××に関する人権救済申立事件について(回答)」(平成28年度 特定刑事施設)(本件対象文書)
- 文書12 平成28年7月15日付け特定記号第1079号「人権侵害救済 申立事件に関する調査方ご協力のお願いについて(回答)」(平成2 8年度 特定刑事施設)(本件対象文書)
- 文書13 平成28年8月9日付け特定記号第1151号「人権救済申立て に関する照会について(回答)」(平成28年度 特定刑事施設) (本件対象文書)

- 文書14 平成28年8月22日付け特定記号第1267号「人権侵害救済 申立事件に関する調査方ご協力のお願いについて(回答)」(平成2 8年度 特定刑事施設)(本件対象文書)
- 文書 1 5 平成 2 8 年 1 2 月 1 日付け特定記号第 2 0 3 2 号「人権救済申立 人の所在について(回答)」(平成 2 8 年度 特定刑事施設)(本件 対象文書)
- 文書 1 6 平成 2 9 年 2 月 1 0 日付け特定記号第 2 2 9 号「照会について (回答)」(平成 2 8 年度 特定刑事施設)(本件対象文書)
- 文書17 平成20年3月12日付け達示第7号「「特定刑事施設要注意者 等処遇規程」の制定について」(平成20年 特定刑事施設)(本件 対象文書)